

ただいたところでございますが、ここが大切な点でありまして、いわば、この期間をあけることによつてそれに我々は備えることが十分にできる、こう判断をしているわけでございまして、前提条件が違うということを申し上げたいところでございます。

○古川(元)委員 それは、総理がこの十八カ月間に景気を、消費税を上げられるような状況をつくつていく、その覚悟はいいし、それはやつても、やはり経済というのは生き物ですから、そうでなくなる可能性だつてあるわけですね。では、その場合でもこれは上げるんですけど、それとも、やはり經濟といふのは生き物ですから、そうでなくなる可能性だつてあるわけですね。では、その場合でもこれは上げるんですけど、それを聞いているのであって、イエスかノーかだけで答えていただければいいんです。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 総理大臣がここで経済についてさまざまの方針を示す、というのは、これは国際社会に与えるインパクトを、マーケットに与えるインパクトも含めて、よくお考えいただきたい。総理大臣たるものは、そういうことも考えて発言をしなければならないんです。そんな簡単なことでは実はないんですね。ですから、私は、これは繰り返しになりますが、今回の判断をしたタイミングは、まさに消費税を五から八に引き上げた直後であり、その翌年に二%引き上げるかどうか、そういう判断であつたわけであります。つまり、前提条件が今度は大きく変わるわけであります。だからこそ十八カ月延期をしたということであります。

既にさまざまの数値においてデフレではないという状況を我々はつくつてあるわけでありますし、GDPのデフレーターにおいてもプラスに変わりましたね。そして、十一十二が数値として出てきているという状況があるわけでございます。繰り返しになりますが、もちろん、リーマン・ショックのような大きな事情の変更、どこまでが事情の変更かということについては、それはそのときの政治判断で決めていきたい、こう思つてゐるわけでありますし、どのみち、それは法案とし

て国会に御審議いただくことになるというのは先ほど申し上げたとおりでござります。そういう中で判断をしていくと、それを御説明させていたいと思います。それは、状況によっては延期とかそらわなきやいけないんです。しかし、それでも、やはり経済といふのは生き物ですから、それでなくなる可能性だつてあるわけですね。では、その場合でもこれは上げるんですけど、それとも、やはり経済といふのは生き物ですから、それでなくなる可能性だつてあるわけですね。では、その場合でもこれは上げるんですけど、それを聞いているのであって、イエスかノーかだけで答えていただけばいいんです。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 総理大臣がここで経済についてさまざまの方針を示す、というのは、これは国際社会に与えるインパクトを、マーケットに与えるインパクトも含めて、よくお考えいただきたい。総理大臣たるものは、そういうことも考えて発言をしなければならないんです。そんな簡単なことでは実はないんですね。ですから、私は、これは繰り返しになりますが、今回の判断をしたタイミングは、まさに消費税を五から八に引き上げた直後であり、その翌年に二%引き上げるかどうか、そういう判断であつたわけであります。つまり、前提条件が今度は大きく変わるわけであります。だからこそ十八カ月延期をしたということであります。

既にさまざまの数値においてデフレではないという状況を我々はつくつてあるわけでありますし、GDPのデフレーターにおいてもプラスに変わりましたね。そして、十一十二が数値として出てきているという状況があるわけでございます。繰り返しになりますが、もちろん、リーマン・ショックのような大きな事情の変更、どこまでが事情の変更かということについては、それはそのときの政治判断で決めていきたい、こう思つてゐるわけでありますし、どのみち、それは法案とし

ういうことも含めて、総理大臣はそんな簡単に、どういう状況であれば解散しますなんということは言わないんですよ。そんなことを言う総理大臣にとっては恐らくいなかつたと思います。今すぐ私は解散・総選挙をすることはありませんが、この先どういう状況で解散・総選挙をするということについて、適切に判断していきたいと思います。

○古川(元)委員 私は、総理がそういう個別の判断をするかどうかじゃない、論理的に、論理の問題として聞いているんです。それで、その確認をさせていただいているだけなのに、これで十分も時間を持たれて本当に私は残念です。では、こういう聞き方をしますが、先ほど来から、リーマン・ショックとか大震災のようなそういう場合には引き上げ延期の法案を出して引き上げを延期するというふうに述べられましたけれども、総理、昨年十一月に消費税引き上げの延期を決めた際に、民主主義の原点は税制であり、税制に重大な変更を行つた以上、選挙をしなければならない、そうおっしゃって解散・総選挙を打たれただけです。

○安倍内閣総理大臣 いつ解散・総選挙を行うかということは、もし仮に消費税引き上げの法案を出すような事態になつたら、そのときにはまた解散・総選挙を行ふ、そういうふうに理解してよろしいんですね。

○古川(元)委員 いつ解散・総選挙を行ふか、ということは、私は総理として申し上げるつもりはありません。そのときそのときに適切に判断したい、このように考えております。

○古川(元)委員 でも、税制に重大な変更を与えることになるんじゃないですか。そのときには、やはり当然、国民に信を問わなきやいけないです、総理の去年おつしやったことが当てはまるのであれば。そうじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、そのときそのときにならぬわけありますから、そういう上において、代表なくして課税なしという考え方、まさに総裁は、こういう大きな変更を行う以上、あなたは法律を通す前に解散・総選挙をするべきだと我々は必ずつとそれを主張してきましたが、野田総理に対しましても、当時の谷垣総裁を下されたんだろう、このように思うわけではありません。

○古川(元)委員 総理、御自分が解散の根拠として、税制の重大な部分に変更を加えるときには国民の信を問うべきだとおっしゃつたんですね。論理がおっしゃつた言葉じゃないですか。そうであれば、論理的に、そこにまた変更を加えることになる、再延長するようなそういう事態になつたら、それは当時期はあるかもしれません、でも、そこはやはり国民の信を問う。それは、総理の考え方を、まあ総理がそのまま総理をやつていてればという前提でありますけれども、そりで、それがそういうことになりますねということを聞いているだけです。別に、このときに解散・総選挙をやりますかということを聞いているんじゃないなくて、総理の論理からいえばそういうことになりますよねということを確認しているだけなんです。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 私が……(発言する者あり)

○古川(元)委員 でも、税制に重大な変更を与えることになるんじゃないですか。そのときには、やはり当然、国民に信を問わなきやいけないです、総理の去年おつしやったことが当てはまるのであれば。そうじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、そのときそのときにならぬわけありますから、そういう上において、代表なくして課税なしという考え方、まさに総裁は、こういう大きな変更を行う以上、あなたは法律を通す前に解散・総選挙をするべきだと我々は必ずつとそれを主張してきましたが、野田総理に対しましても、当時の谷垣総裁を下されたんだろう、このように思うわけではありません。

○古川(元)委員 税負担割合が大きくなるという、いわゆる消費税の逆進性を緩和するための対策は必要だと考えております。そして、その対策としては、我々の政権のときは、私も担当大臣として法案の提案までいたしました、マイナンバーを活用して、そして、低所得者の人に消費税を還付する制度、いわゆる給付つき税額控除を導入すべきだというふうに考えておりまして、ただ、その導入までの時間がかかる間は、現在行われている簡素な給付措置をもつと拡充すべきだ、そういう立場であることをまず申し上げたいと思います。

○古川(元)委員 昨年総選挙を行つたのは、全くそういう状況ではありません。まさに景気判断条項を用いて、まことに天変地異の状況といふことになれば政治判断をする中において、果たして総選挙をしていいのかどうかというの

私たちには、低所得の人ほど所得に占める消費税負担割合が大きくなるという、いわゆる消費税の逆進性を緩和するための対策は必要だと考えております。そして、その対策としては、我々の政権のときは、私も担当大臣として法案の提案までいたしました、マイナンバーを活用して、そして、低所得者の人に消費税を還付する制度、いわゆる給付つき税額控除を導入すべきだというふうに考えておりまして、ただ、その導入までの時間がかかる間は、現在行われている簡素な給付措置をもつと拡充すべきだ、そういう立場であることをまず申し上げたいと思います。

○古川(元)委員 その上で、低所得者対策として、こここのペネルにもありますように、税制抜本改革法の第七条で

規定をされております給付つき税額控除と複数税率について伺いたいと思います。

この給付つき税額控除と複数税率、これを見ていただきますと、全く同じ文言が使われて、両方とも、「低所得者に配慮する観点から」、「給付つき税額控除の導入について、あるいは複数税率の導入について、「様々な角度から総合的に検討する。」、そういうふうにこれは規定されているんです。

ただ、ちょっと、ここで、私、この質問準備をしていて気がついたことがあります。

そこで、ここは麻生財務大臣にお伺いしたいんですが、法律上は複数税率という言葉が使われているんですが、ところが、与党の税制改正大綱を見ると、いつの間にか、複数税率じゃなくて軽減税率という言葉に変わってしまっているんですね。これは、いつ、どこで、誰が、何のために、これを法律の文言から変えちゃったんですか。

○麻生国務大臣 平成二十五年度以降の与党税制改正大綱において軽減税率と記載されるようになったと承知をしておりますが、与党における議論の内容については、ちょっと政府としてお答えする立場にはないのはもう御存じのとおりだと思います。

ただ、一般論として申し上げさせていただければ、複数税率であれ、軽減税率であれ、いわゆる消費税の適用税率が複数であるという意味においては基本的には同じなんですか、今、これからと言われば、二十五年度以降の与党税制改正大綱だと記憶しています。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

これは、軽減税率というと、何となく、いかにも税金が安くなるという感じがありますよね。ですから、正確に理解を国民の皆様にしていただくためには、軽減税率じゃなくて、むしろ複数税率、大臣が言われたやはり複数税率という言葉をきちんと使われた方がいいと思うんです。

これは、軽減税率が入れば、後からの議論でもしますが、結局、その分だけ税収が減る。そうす

ると、標準税率が上がつて、低くなるのもあるけれども、税率が高くなる、そういう品目もたくさん出てくるんですね。ですから、軽減されるものも出

もありますが、逆にもつと、重課されるものも出てきちゃうんです。

そういう意味で、やはり複数税率という言葉を、ぜひ、総理や大臣には使っていただきたい。

与党の方々はいろいろな思いがあつて軽減税率といふ言葉を使っておられるのかもしれません、どうで

やはり、国民の皆さん方にきちんと理解していただいたいということをお願いをします。

ただ、この法律で、この給付つき税額控除と複数税率というのは、両方検討することが法定されていますが、それでも、私が仄聞する限りでは、政府・与党内で、この法定されている給付つき税額控除の検討は行われていないというふうに思いますが、これはどうして行われていないんですか。

○麻生国務大臣 どうしてと。
税制抜本改革法の中におきまして、古川先生が言われた低所得者への配慮として、いわゆる給付つき税額控除と軽減税率、複数税率、同じことだと思いますが、これは一緒に検討されておりま

す。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方とも課題があることははつきりしておりますので、さ

す。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方とも課題があることははつきりしておりますので、さ

す。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方とも課題があることははつきりしておりますので、さ

す。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方とも課題があることははつきりしておりますので、さ

す。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方とも課題があることははつきりしておりますので、さ

す。

〔平澤委員長代理退席、委員長着席〕

○古川(元)委員 与党は軽減税率がいい、複数税率がいいと考えているから、そういうふうでいい

かもしれません。政府は、これはきちんと法定されています。ちゃんと政内で、給付つき

税額控除、それは、こういう御指摘があるようになります。ですから、きちんとその点をやはり検討するということをすべきだと思いますが、どうで

すか。

○古川(元)委員 言われるまでもなく、これはいろいろな方法があるということははつきりしておりますので、要は、目的は、低所得者に対する逆進性の話からこれが出てきておりますので、どちらの方がより負担が少なく、いわゆる事務手続の負担とかいろいろありますので、そういうものは、負担が少なく、より公平にいくか。

軽減税率というと、これは、何だ、一つのものを決めれば、お金持ちの人もみんな安くなるんじやないかという話等々、いろいろ御批判があるのはよく知っておりますので、そういうものを含めて検討せねばならぬ問題だ、私どももそう思っています。

○古川(元)委員 では、今やられていないようですが、それとも、政府内できちんとこの給付つき税額控除を検討していただけるんですね。そして、そ

ういう問題点とかなんかも含めてちゃんと、今、軽減税率、いろいろ資料が出されているよう、きちんとこの給付つき税額控除について、ちゃんと政府の中で具体的な検討がなされるというふうに理解してよろしいですね。

私がそういうもとに、その末端にいた者として、この複数税率を導入するということとは、平成元年に導入されて今まで統一してきた消費税の仕組みの骨格を大きく変えることにつながって、あの消費税導入のために苦労した先人たち、その人たちの労苦を水の泡にしてしまって、そういうことにつながりかねない、私は、これは大変大きな制度変更につながるんだと思っています。

だからこそ、私は、その検討を行って当たつて、消費税導入の際に行われた議論というものをもう一度ここで再確認することが極めて重要だと思います。

そこで、総理に伺いますけれども、消費税導入以前には、個別物品税というのがあつたんです。しかし、消費税導入のときに、ほとんどの個別の

税額控除というものにつきましても、この二党合意にのつて取り扱われるものだと承知をいたしましたので、まずは与党において検討の状況等々を踏まえる必要があるうとは存じますが、

私もとしては、いついかなる場合でも対応できるように検討しておかねばならぬ問題だと思っております。

○古川(元)委員 これは法律にも書かれている話ですから、しつかり政府の方も協力していただきたいと思います。我々もしつかり検討していきますから、そこに對してぜひ政府も協力をしていただきたいと思います。

私は、ちょうど消費税の論議が国会で行われていた昭和六十三年に大蔵省に入省しまして、最初の配属先が主税局。きょう隣に座つていただいている岸本さんのもとで、私は、消費税導入の最後の一一番末端ですけれども、そういうところに携わりました。

このとき感じたのは、當時、竹下総理でありましたけれども、消費税導入のために、竹下総理を先頭にして、本当に多くの人たちがどれだけの汗と涙を流したことか。そういうものを間近に見ていました。

総理のお父様、當時、たしか幹事長だったと思います。幹事長として、党内に大変な反対がある中で、先頭に立つて、消費税導入に向けて御尽力をされた。

私は、そういうもとに、その末端にいた者として、この複数税率を導入するということとは、平成元年に導入されて今まで統一してきた消費税の仕組みの骨格を大きく変えることにつながって、あの消費税導入のために苦労した先人たち、その人たちの労苦を水の泡にしてしまって、そういうことにつながりかねない、私は、これは大変大きな制度変更につながるんだと思っています。

だからこそ、私は、その検討を行つて当たつて、消費税導入の際に行われた議論というものをもう一度ここで再確認することが極めて重要だと思います。

そこで、総理に伺いますけれども、消費税導入以前には、個別物品税というのがあつたんです。しかし、消費税導入のときに、ほとんどの個別の

税額控除というものにつきましても、この二党合意にのつて取り扱われるものだと承知をいたしましたので、まずは与党において検討の状況等々を踏まえる必要があるうとは存じますが、

○古川(元)委員 平成二十五年、一昨年の二月の三党合意において、低所得者対策については、引き続き協議を行うということとされておりますの

はもう御存じのとおりなので、お尋ねの給付つき

私どもとしては、いついかなる場合でも対応でき

るよう検討しておかねばならぬ問題だと思つております。

○古川(元)委員 これは法律にも書かれている話ですから、しつかり政府の方も協力していただきたいと思います。我々もしつかり検討していきますから、そこに對してぜひ政府も協力をしていただきたいと思います。

私は、ちょうど消費税の論議が国会で行われていた昭和六十三年に大蔵省に入省しまして、最初の配属先が主税局。きょう隣に座つていただいている岸本さんのもとで、私は、消費税導入の最後の一一番末端ですけれども、そういうところに携わりました。

このとき感じたのは、當時、竹下総理でありましたけれども、消費税導入のために、竹下総理を先頭にして、本当に多くの人たちがどれだけの汗と涙を流したことか。そういうものを間近に見ていました。

総理のお父様、當時、たしか幹事長だったと思います。幹事長として、党内に大変な反対がある中で、先頭に立つて、消費税導入に向けて御尽力をされた。

私は、そういうもとに、その末端にいた者として、この複数税率を導入するということとは、平成元年に導入されて今まで統一してきた消費税の仕組みの骨格を大きく変えることにつながって、あの消費税導入のために苦労した先人たち、その人たちの労苦を水の泡にしてしまって、そういうことにつながりかねない、私は、これは大変大きな制度変更につながるんだと思っています。

だからこそ、私は、その検討を行つて当たつて、消費税導入の際に行われた議論というものをもう一度ここで再確認することが極めて重要だと思います。

そこで、総理に伺いますけれども、消費税導入以前には、個別物品税というのがあつたんです。しかし、消費税導入のときに、ほとんどの個別の

税額控除というものにつきましても、この二党合意にのつて取り扱われるものだと承知をいたしましたので、まずは与党において検討の状況等々を踏まえる必要があるうとは存じますが、

私は、ちょうど消費税の論議が国会で行われていた昭和六十三年に大蔵省に入省しまして、最初の配属先が主税局。きょう隣に座つていただいている岸本さんのもとで、私は、消費税導入の最後の一一番末端ですけれども、そういうところに携わりました。

にその典型でありますけれども、そういうものを廃止して、消費税を導入したんです。その理由はどこにあつたのか。総理、覚えていらっしゃいますか。

○安倍内閣総理大臣 当時、私は、幹事長であつた父の秘書をしておりましたが、消費税導入前においては、奢侈品や便益性などに着目して、こればかりはいわばぜいたく品だ、そうではない、そういう区別をしながら、また、便益的なものかどうかというところに着目をして課税する物品税がありました。

物品間での課税の不均衡が生じる、あるいは、消費の多様化、サービス化が進む中で、サービスに対する課税が行われていないなどの問題点があつたところから、消費税の導入は、こうした間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決していく、あるいは、税体系全体を通じる税負担の公平を図るとともに、これはいわゆる、当時よくあつた直間比率の是正ということだつたと思うんです、それと国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資することを目的としていた、このように承知をしているわけでございます。

そこで、今、恐らく委員がおつしやろうとしていることは、あのときも、例えば、軽減税率といふことになると、まあ複数税率という言い方でもいいんですが、自分のところは軽くしてもらいたいということが、当然、これは起こつてくるわけですが、どう果たしてさばいていくことができるかどうかという課題も当然ある、このように思います。

○古川(元)委員 今総理が最後におつしやいましたけれども、要するに、さばき切れない、個別の間接税で、物品税では、何に課税して、これは課税しないとか、もうさばき切れない、だからこそ、これは広く一律に税負担をお願いする、そういう消費税を導入したんです。

ところが、複数税率を導入するとなると、これは個別物品税を復活するのと私は基本的に変わらないんだと思います。その問題点、これはなかなか

かわかりにくいくらいですけれども、うまく説明できる資料を見つけました。

当時、主税局で消費税の広報を担当していたんすけれども、そのときに、ちょっと皆さん方に頼まれて、私達役所の中でつくったものでなければ三波仙人という、なかなかしやれた名前で、それで、この文章の中の課税という言葉を標準税率、そして非課税という言葉を軽減税率といふうに読みかえると、複数税率を導入することと問題点というのがすぐよくわかってくるんです。

少し読ませていただきたいと思います。

せめて生活に絶対必要な基礎的な消費は軽減税率にしたらどうだという意見がある。なるほどと納得して、例えば日本人にとって最も基礎的な食料品である米を軽減にしたとする。その途端に、ではパンは、うどんはどうなる。パンもまあ基礎的な食料品だと言えば、パンと菓子の境目をどこに引くかということになる。うどんが軽減税率となれば、うどん粉は、小麦そのものはとなる。どこかで標準税率、軽減税率の線を引いた途端に、不公平だという声が噴き出てくるのは目に見えていい。

後もいろいろ書いてありますけれども、これはぜひ、自民党の方々、麻生大臣は当時もいらっしゃつたからわかると思うんですけども、消費税導入後に議員になられた方々は、先輩方がどれだけの苦労とどういう問題意識を持つて消費税を導入したのか、よく、多分まだ自民党にも残つておられる、複数税率を入れて軽減税率を導入する、その目的は、最初に申し上げた、逆進性緩和にほとんど寄与しないといふことが言えるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○麻生国務大臣 いい指摘ですよ、これは。間違ひありません、自信を持つておかれで大丈夫ですよ。

消費税の軽減税率制度、これはさまざまの御意見があるんですけど、例えば、昨年の与党税制協議会で行つた各種団体とのヒアリングにおいても、税制感を緩和するといった意見があつた一方、高所得者にも恩恵が及ぶじゃないか、また、対象品目の合理的な線引きが困難じゃないかと、導入するときと同じ話がこのときも出ております。

これを見ていたら、これは中央大学の教授の森信教授が行つた試算なんですか。これが一定の仮定を置いています。一〇%になつたときに、生鮮食料品を三%軽減して七%にしたところに、世帯収入三百万未満の世帯に一人当たり三万円、三百万から四百万未満の世帯には一人当たり一万五千円の給付つき税額控除を行う場合、これはその場合と比較した表なんですね。

これを用いたための財源としては、軽減税率の場合は五千四百億円、給付つき税額控除の場合には四千六百億円。この負担軽減策を行ふに必要な財源は、この試算の場合には給付つき税額控除の方が多いんですね。

しかも、これを見ていただきますと、低所得の人たち、低所得層の消費税負担割合、軽減税率の場合には、低所得の人も高所得の人も同じようになります。要するにその軽減対象を消費すれば恩恵を受けますので、そういった意味では、逆進性といふのは、ここを見ていただくように、所得の低い人はほど消費税が年間収入に占める割合が高いといふところが逆進性なんですか。これを改善する効果はこの試算では全く出でこないんです。

ところが、低所得の人たちに給付つき税額控除という形でこの手当てを行うと、この赤いのを見ていたら、こういうことを見ますと、軽減税率の消費税の負担割合が減つていてるんですね。ですから、こういうことを見ますと、軽減税率というのは逆進性緩和にほとんど寄与しないといふことが言えるんじゃないかと思いますが、どうですか。

同時に、我々が主張している消費税額還付、いわゆる給付つき税額控除も、法定されているんですから、きちんとやはり検討してもらいたい。両方ちゃんと比較考量して、そして国民の皆さん方にはきちんとわかるかと思います。やはりそこのところはきちんと国民の皆さん方にお示ししていかなきゃいけない。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

軽減税率の導入で決まつたかのよう、そういう検討してまいりますが、御指摘にありました点は、昔から言われてる話であり、これは間違いない一考に値する御意見だと私もそう思つております。

これはいろいろな御意見が出たところなので、あつて、与党においては、こうした懸念を踏まえつつ、二十七年度の税制改正大綱の中いろいろ検討してまいりますが、御指摘にありました点は、昔から言われてる話でもあり、これは間違いない考に値する御意見だと私もそう思つております。

所得者にも恩恵が及ぶじゃないか、また、対象品目の合理的な線引きが困難じゃないかと、導入するときと同じ話がこのときも出ております。

いわゆる税率区分が変更されれば、これは時の判断で消費税制度が揺るがせられることになるのではないか、また、多額の減収が出た場合においては、いわゆる社会保障財源に影響するんじやないかとか、事務負担が増えらいふえるじやないかと。

これはいろいろな御意見が出たところなので、あつて、与党においては、こうした懸念を踏まえつつ、二十七年度の税制改正大綱の中いろいろ検討してまいりますが、御指摘にありました点は、昔から言われてる話であり、これは間違いない考に値する御意見だと私もそう思つております。

所得者にも恩恵が及ぶじゃないか、また、対象品目の合理的な線引きが困難じゃないかと、導入するときと同じ話がこのときも出ております。

特にこれは、自民党の先生方は、これも本当に繰り返しになりますけれども、先人たちの思いを、この複数税率導入によって、根本から台なし

平成二十七年三月二十六日印刷

平成二十七年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D